

平成 23 年度税制改正に対する意見

平成 22 年 9 月

はじめに

わが国の経済は、2008年秋に始まった経済危機から緩やかながらも持ち直しの動きを見せている。しかしながら、この持ち直しは新興国等の外需に牽引されたものであり、わが国においてはデフレの進行、失業率の高止まり等、不安要素を抱えたままである。

景気の持ち直しをより確かなものとし、今後のわが国経済の建て直しを図るためにも、税制の果たす役割は重大である。

一方、わが国の中長期的課題としては、公的債務の増大、少子高齢化・人口減少の進展、経済活力の停滞などのいまだに解決されざる多くの構造的課題を抱えたままである。

財政政策や経済政策、社会保障政策等の総合的で戦略的な立案が望まれるところであるが、ここにおいても、税制の果たす役割は極めて重大である。

このため、当会は中長期的な税制改革の方向性を展望した上で、至近年においてどのような租税政策を採るべきかについて意見を提起する。

意見は、前半で中長期的な税制の抜本改革の考え方を述べ、後半でその展開の一環として来年度の具体的要望事項を列記した。

政策当局におかれては、本提言を今後の政策運営に反映されることを大いに期待するものである。

平成 22 年 9 月

社団法人 中部経済連合会

会 長 川 口 文 夫

副 会 長 上 田 豪

税制委員長

目次

第Ⅰ部 税制改正の基本的見解	1
1. 税制抜本改革の必要性.....	1
2. 改革の方向性.....	1
(1) 税制、財政、社会保障制度の一体的改革	
(2) 間接税を中心とした効率的、合理的な税制	
(3) 地方分権の推進に資する税制	
(4) 将来の経済成長のための戦略的な産業育成に資する税制	
(5) 国際的な競争を意識した戦略的な租税制度の整備	
3. 中部圏の活性化.....	4
第Ⅱ部 平成23年度税制改正に向けての意見	5
1. 法人税制.....	5
(1) 法人実効税率	
(2) 移転価格税制	
(3) 外国税額控除制度	
(4) タックスヘイブン税制	
(5) 連結納税制度	
(6) 資本に係る取引等に係る税制	
(7) 欠損金の繰戻還付、繰越控除	
(8) 特別法人税	
(9) 受取配当金の益金不算入制度	
(10) 税務コストの企業負担	
2. 消費税制.....	8
(1) 税率の引き上げ	
(2) 使途	
(3) 逆進性緩和策	
3. 地方税.....	8
(1) 固定資産税	
(2) 地方法人2税	
(3) 地方消費税	
(4) 課税自主権	
(5) 事業所税	
(6) 外形標準課税	
4. 印紙税.....	10

5. 個人税制.....	10
(1) 低所得者等への配慮	
(2) 金融所得課税	
(3) 贈与税の引き下げ	
6. 納税環境の整備.....	10
(1) 納税者権利憲章	
(2) 納税者番号制度	
(3) 納税者の更正請求期間	
7. 地球環境税制・グリーン税制.....	11
(1) 環境税	
(2) 租税全体のグリーン化	
8. 自動車関係諸税.....	12
(1) 整理・簡素化	
(2) 旧暫定税率から本則税率への復帰	
(3) 道路財源	
9. 租税特別措置.....	12
(1) 租税特別措置の見直し	
(2) 租特透明化法	
10. 中部圏活性化.....	13
(1) 先端技術開発の支援	
(2) 中小企業等の法人税率の特例	
(3) 中小企業等の基盤強化税制	
(4) 土地・建物の有効利用に資する税制	
(5) スーパー中枢港湾における荷さばき施設等に係る特例	

第 I 部 税制改正の基本的見解

1. 税制抜本改革の必要性

わが国は、国の骨格の有り様を根本から考えなければならないいくつかの課題に直面している。その一つとして、急速に進む少子高齢化・人口減少などの人口論的な問題が最も基底に存在する。その上に、経済活力の維持、成長著しい新興国等との競合、財政の早期健全化などの経済的・財政的な問題がある。これと並行して、地方分権改革の推進など国家統治・行政機構の問題、若年層に典型的に見られる所得格差拡大、社会的弱者に対するセーフティネットや社会保障制度の不首尾などの社会的問題がある。

これらの課題は、経済・財政政策、社会保障政策、地方行政改革、租税政策などの政策を必要としている。

2. 改革の方向性

(1) 税制、財政、社会保障制度の一体的改革

国民が各自の生活において将来にわたって明るい展望を開けることが重要である。この将来に対する安心感と期待感があつてはじめて現在の消費や投資が拡大できることとなる。

そのためには、税制、財政および社会保障制度の 3 つについて、一体的に改革を進めるべきである。租税も諸種の社会保障料も国民負担という観点からは一体として国家財政を形成しているという認識に立ち、有機的で総合的な有効活用が行われる必要があると考えられる。

財政運営戦略が 6 月に示されたが、国民が将来に明るい展望を持つために、また日本の国際的地位低下を招かないためにも、同戦略に従って、税制、財政および社会保障制度を一体的に改革するロードマップを早期に策定すべきである。そのためには、ロードマップ策定の前提となる福祉・国民負担のあり方（高福祉高負担～低福祉低負担）、政府の大きさ等の国家像について直ちに党派を超えた議論を開始し、合意を図るべきである。

その上で、景気回復途上にあるわが国経済に悪影響が及ばないよう、慎重にロードマップを設計すべきである。

(2) 間接税を中心とした効率的、合理的な税制

一体的改革の中で特に税制に焦点を当てるならば、まず、政策目標を効率的、効果的に達成する税制を構築することが必要である。

政策目標は、経済活力の向上と国家財政の再建を中心に据えざるを得ないと考えられる。このことを踏まえると、合理的な税制とは、法人税等の生産段階における税を軽減してわが国の国際競争力を強化し、分配段階の国民所得の向上を図り、その結果もたらされる消費段階の拡大から安定した消費税収入を得ることによって財政の健全化を促進する好循環を作り出す税制であると考えられる。

わが国の税収の直間比率は、直：間＝7割：3割となっており、OECD諸国の中でも間接税の比率が最も低いクラスに属している。間接税の比率を高め、租税制度を先進諸国の標準に近づけることが重要であると考えられる。

また、納税者の納得性を高める観点から、納税者番号制度の導入によって、納税義務者の納税額の捕捉可能性と正確性を高めるとともに、納税の公平性を確保すべきである。納税者番号制度は、課税庁の事務の合理化と人員等の削減にも寄与すると考えられる。

(3) 地方分権の推進に資する税制

本来あるべき国の基本的な役割は、外交、防衛および国民経済レベルでの変化に応じた機動的な政策発動などマクロ的な機能であると考えられる。これに対して、地方の基本的な役割は、地域の実態に応じた行政サービスの安定した提供であると考えられる。この点に鑑みれば、地方は行政サービスとの対応関係が妥当で、且つ安定した自主財源の基盤を備える必要がある。

今般の経済危機によって、県・市などは税収が激減し、自治体によっては一部の行政サービスの継続性が危ぶまれる事態も生じた。これは、景気に応じて変動しやすい地方の歳入構造上の問題であり、この点に鑑みても地方の安定した自主財源の基盤整備が急務である。

安定財源の観点からは、偏在性が大きく景気変動の影響を受けやすい地方法人2税を縮減し、比較的安定した収入が得られる地方消費税の拡充を図るべきである。また、自主財源の観点からは、中央政府と地方政府の歳入割合（中央：地方＝6：4）を中央政府と地方政府の歳出割合（中央：地方＝4：6）に近づけるべく、地方への財源移譲を図るべきである。地方への財源移譲にあたっては、新たな国民負担を抑制しつつ、地域間格差を縮小することが可能な水平的財政調整等の仕組みを導入すべきである。

また、行政サービスとの対応関係の妥当性の観点からは、償却資産に対する固定資産課税など、応益性が見出し難い税目は整理削減すべきである。

(4) 将来の経済成長のための戦略的な産業育成に資する税制

戦略的な産業の育成は租税政策の重要な役割の一つである。租税特別措置の存在意義はここにある。したがって、役割を終えた租税特別措置が既得権益化することのないよう、是々非々の考え方で一つひとつの租税特別措置を点検し、不断の見直しを行うべきである。

一方、新成長戦略、産業構造ビジョン 2010 の目指すところに従って、環境・次世代自動車等の次世代エネルギーソリューション分野、医療・介護・健康・子育てサービス、ロボット・宇宙・航空等の先端産業分野への重点的な支援が必要である。これらの分野を中心に、研究開発税制の拡充、設備投資減税等、特に国際競争力の維持・向上に必要な措置について拡充を図るべきである。

(5) 国際的な競争を意識した戦略的な租税制度の整備

政治経済のグローバル化に伴って、各国は地球規模の大競争を勝ち抜くための政策実行の有力な手段として国内租税制度の整備を戦略的に進めている。法人実効税率の引き下げ競争は、その具体的な現われの一つである。

各国は租税制度の優劣を競っているという認識に立ち、国際的な租税制度の標準を意識した改革を進めるべきである。

また、わが国の企業会計制度については、国際会計基準（IFRS）の適用に向けた準備が行われているところである。これに伴い会計基準と税法基準の乖離が大きくなる可能性や固定資産の二重管理等、企業負担の増加が懸念される。

わが国の損金経理要件を中心とする確定決算主義においては、会計制度と税制が密接な関係にある。両者の間に齟齬を来たすことでわが国企業が国際競争力において劣後することのないよう、また、企業の負荷が増大することのないよう注意すべきである。

3. 中部圏の活性化

中部圏は、主に自動車や工作機械等を中心とする加工組立型製品の輸出を通じて日本経済の発展に貢献してきた。

今後は、既存産業の活力維持に加え、航空宇宙、環境、省資源・省エネルギー、ファインセラミックス等新素材、ナノテクノロジー、医療・バイオなどの新たな産業の育成により中部圏の活性化を図ることで日本経済の発展に貢献していく。このための発展基盤の強化に資する税制の創設や整備がなされることを期待し、要望する。

第Ⅱ部 平成23年度税制改正に向けての意見

1. 法人税制

(1) 法人実効税率

グローバルな競争の進展に伴って、国際的な法人実効税率の引き下げ競争が起きている。低率の国には国外からの企業の直接投資が促進され、逆に高率の国では企業拠点の国外流出や国外からの企業誘致に支障が生じている。

わが国の法人実効税率は先進国の中では米国とともに約40%と最高レベルに位置している。しかしながら、米国が諸々の租税措置によって実質的にはわが国より低い実態にあることを考えると、わが国の法人実効税率は突出していると考えられる。

わが国の企業の資本蓄積を促進し、国際競争力の維持・向上を図るために、アジア圏の20~25%程度を視野に入れつつ、当面の目標として欧州主要国並みの30%程度への法人実効税率の引き下げを実現すべきである。この目標を実現するにあたっては、税制の抜本改革が必要となる。

しかしながら、抜本的な改革には一定の期間を要することから、それまでの間、少しでも企業の国際競争力を高めるために、まず来年度において、少なくとも5%の法人実効税率の引き下げを実施すべきである。

尚、法人実効税率引き下げと同時に検討されるであろう課税ベースの拡大については、税率引き下げの持つ税負担軽減効果を帳消しとしないよう、また、その結果として、わが国の企業の国際競争力を低下させることのないよう、整理すべきである。

(2) 移転価格税制

国際的な競争のイコールフットイングを図るために移転価格税制が的確に運用されることが重要である。しかしながら、独立企業間価格の算定における課税当局と企業との見解の相違、企業移転価格に関する各国課税当局の認識の相違等の課題を抱えている。

このため、実効ある税制の運用に向け、課税額算定基準の明確化および、紛争関係国間で適正な調整が速やかに行われることが必要である。

そのためには、租税条約ネットワークの拡大、租税条約締結済みであっても対応的調整規定が存在しない租税条約の見直しに加え、OECDガイドラインの改正や二国間協議・事前確認等において、わが国が戦略的な視点か

ら移転価格税制の国際的なルール形成・運用の改善をリードしていくことが重要である。

(3) 外国税額控除制度

外国税額控除制度のうち直接税額控除制度については、外国税額控除限度超過額および余裕額の繰越期間を3年から10年に延長するなどの改善を図るべきである。

(4) タックスヘイブン税制

今年度、トリガー税率が20%に引き下げられた。この税率は、わが国の法人実効税率、約40%の半分にあたる。法人実効税率が引き下げられた場合は、トリガー税率について法人実効税率の半分程度に再度見直すべきである。

(5) 連結納税制度

連結納税制度は、わが国企業の国際競争力を強化するために導入された制度であり、高度利用が期待された。しかしながら、先進諸外国に比べ活用は進んでおらず、所期の目的に合わせて制度の改善を図るべきである。

第1に、連結納税の要件を緩めるべきである。現行制度では100%子会社は連結納税グループに入れなければならないなど硬直的である。

第2に、子会社が連結グループに加入する際に行われる資産の時価評価は廃止すべきである。現行制度では、時価評価の結果、認識された含み損益は課税されることになっているが、法人税法のなかでも例外的な取扱いである上、諸外国でもあまり例を見ない制度であり、廃止すべきである。

第3に、連結納税の申告について、子会社の個別帰属額届出書の別表および添付書類提出の省略等、手続きの簡素化を図るべきである。

(6) 資本に関する取引等に係る税制

資本に関する取引等に係わる税制として、100%グループ法人間の資本取引等について平成22年度の税制改正で整備されたところである。しかしながら、同制度については、2つの課題が存在する。

第1に、大法人の100%子法人に対する中小企業向け特例措置が適用されない公平性の課題である。

第2に、100%グループ内の法人間の譲渡取引の損益の繰延べに係る事務

負担上の課題である。具体的には、対象となる譲渡取引資産の抽出、個社・グループの税金計算、対象資産の管理等の煩雑化がもたらされる。この煩雑さは、企業が戦略的にグループ再編を行った際に更に増大する。

これらの課題を含め、同制度については、導入後の実態を見極め、柔軟な見直しが求められる。

(7) 欠損金の繰戻還付、繰越控除

欠損金の繰戻還付は、中小企業について復活したが、大企業についても制度を復活すべきである。加えて、繰戻期間についても3年にすべきである。

また、多くの企業が経済危機によって巨額の損失を計上し、計上された損失は、その後の業績回復によって早期に相殺されることが困難であると見込まれる。このことに鑑み、国際競争力の向上の観点から、欠損金の繰越控除を行える期間を現行の7年から欧米並みの20年以上に拡充すべきである。

(8) 特別法人税

現在、凍結状態にある特別法人税は本格的に撤廃すべきである。撤廃されない場合は、平成23年度末に迎える凍結の期限を延長すべきである。

(9) 受取配当金の益金不算入制度

法人の受取配当金については、二重課税排除の観点から全額を益金不算入とすべきである。また、平成14年度税制改正において廃止された特定子に関する措置について復活させるべきである。

(10) 税務コストの企業負担

納税者である企業の納税に係る事務負担は、各種帳票の収集から申告まで膨大なものとなっている。特に、会計基準と税法基準との差異に関する申告調整や国税・地方税等により納付窓口が異なること等に起因する煩雑さが挙げられる。この中でも、法人事業税の外形標準課税、とりわけ付加価値割等は、煩雑さが大きい代表例である。これらを踏まえ、企業の事務負担の軽減を図る方策について検討を行うべきである。

また、国際会計基準(IFRS)が適用されると、会計基準と税法基準の差異が更に拡大することが懸念される。しかしながら、IFRSの適用に係る議論が先行し、その影響を受ける税制に係る議論が進展していないと感じられる。そのため、IFRS適用時の税制のあり方について早急に議論を開始すべ

きである。

また、IFRS の適用に係らず、企業の競争力の維持・向上を図る観点から、税制全体および申告手続きについて簡素化を図るべきである。

2. 消費税制

(1) 税率の引き上げ

急務となっている財政再建のためには税制の抜本改革が必要である。抜本改革は法人税等の直接税の縮減、消費税等の間接税の拡充という組み合わせで行うべきである。

財政運営戦略に示された財政健全化目標を念頭に、基礎的財政収支を黒字化し、将来的には財政赤字を圧縮するためには、歳出の削減を図りつつ、今後 5 年程度の間 10%程度の消費税率の引き上げが必要である。引き上げの方法については、消費動向に急激な変化を来たさないよう、段階的に実施すべきと考える。消費動向および納税者手続きを勘案すれば、引き上げ率と時期をあらかじめ計画的にアナウンスすべきと考える。

(2) 使途

税率の引き上げによる税収の増加分については、当面、増大する社会保障費等に充当されるべきである。ただし、目的を限定した目的税とすることについては、財政運営の硬直化を招くこれまでの経験に鑑み反対である。

(3) 逆進性緩和策

消費税率を引き上げる場合、高額所得者に比べ、低所得者の負担が大きくなる逆進性に対して緩和策を講じる必要がある。

複数税率化は、制度の複雑化や納税者および課税当局の事務負担の増大を招くことになる。また、その軽減効果は所得の高低にかかわらず享受できる点に限界がある。そのため、逆進性緩和策としては、生活必需品に係る消費税率の引き上げ相当額を低所得者層に対して定額で還付する還付方式を導入すべきである。

3. 地方税

(1) 固定資産税

土地に対する固定資産税については、行政サービスに対する応益性があるが、償却資産に対する固定資産課税については行政サービスとの直接的な

受益関係が見出せず地方の税源としては適当ではない。

特に、償却資産に対する固定資産課税については、製造業など特定業界に負担が偏在し、公平性の観点から廃止すべきである。

また、減価償却制度が改正されて償却可能限度額が撤廃されているが、地方税である固定資産税については、従来の制度が維持されている。少なくとも論理性を欠いた状態を解消し、償却可能限度額を撤廃すべきである。

(2) 地方法人 2 税

法人住民税および法人事業税からなる地方法人 2 税については、税の偏在性と不安定性に問題を抱えている。このため、地方消費税を拡充し、代わって地方法人 2 税の縮減を図るべきである。

地方法人 2 税の縮減に当たっては、まずは所得割りなど法人実効税率を上昇させる成分は廃止するかあるいは縮小して国税に編入すべきである。

(3) 地方消費税

地方消費税については、その地域の消費実態に対応して偏在性がなく安定しており地方の自主財源として有望である。このため、地方法人 2 税を縮減し、代わって地方消費税の拡充を図るべきである。

(4) 課税自主権

法定外税や超過課税に係る課税自主権の行使に当たっては、一般住民、法人を含めた負担の公平性と合理性の観点から慎重に行われるべきである。特に、投票権を持たない法人に対する安易な新規課税や重課はあってはならない。

(5) 事業所税

事業所税については、過密や混雑の都市問題の解決に一定の役割を果たしてきた。しかしながら、制度が創設された昭和 50 年当時から社会状況が変化して市街地の再開発が必要とされる現在、都市における店舗等の新規開設と地域雇用増進の意欲を減殺する同制度は、縮減ないし改組すべきである。

(6) 外形標準課税

平成 16 年 4 月 1 日より施行された事業税における外形標準課税の付加価値割の計算方法については、煩雑で企業の事務負担を増大させている。この

ため、計算方法の簡略化や必要性の低い明細書の廃止など、簡素化を図るべきである。

4. 印紙税

電子商取引が一般化する中、紙ベースの商取引にのみ課税される印紙税は、合理性を失っており、廃止すべきである。

5. 個人税制

(1) 低所得者等への配慮

低所得者や子育て世帯に対する所得税の負担軽減については、真に軽減を必要とする世帯に確実に恩恵が行き届くようにすべきである。すなわち、租税制度に偏らない社会保障制度全般と一体化した措置を講ずることによって、諸種の社会保障制度による給付とあわせて不公平感を生じない工夫を行うべきである。

また、給付付き税額控除を導入する際は、既存の各種給付制度との整合を図るべきである。加えて、導入の対象や要件を明確にすべきである。

(2) 金融所得課税

個人金融資産の運用において「貯蓄から投資へ」の潮流が形成されつつあることに鑑み、金融所得ごとの複雑な課税から損益通算を幅広く認める簡素な課税へと改革を推し進め、金融所得課税の一元化を目指すべきである。

また、平成 24 年から 3 年間の時限付きで導入される少額の上場株式等投資のための非課税措置（日本版 ISA）については、投資家の利便性及び金融機関の実務に配慮した簡素な制度となるよう要望する。

(3) 贈与税の引き下げ

消費を活性化する方策の一つとして、贈与税の税率引き下げを行い、親から子への資産継承をしやすくし、子育て等で生活資金需要の旺盛な若年世代が有効に消費支出を拡大できるようにすべきである。

6. 納税環境の整備

(1) 納税者権利憲章

納税者の権利保護の観点から納税者権利憲章の整備を推進すべきである。

(2) 納税者番号制度

徴税事務を効率化し、納税者の所得や資産の透明性および納税の公正性を確保するために、納税者番号制度を早急に導入すべきである。

(3) 納税者の更正請求期間

納税者の更正請求期間（1年）を課税庁の増額更正期間（3～7年）に合わせるべきである。

7. 地球環境税制・グリーン税制

(1) 環境税

温室効果ガスの削減については、企業は重大な社会的責務として技術革新をはじめとする様々な自主的努力を行っており、今後も継続すべきものであることは言うまでもない。

温室効果ガスの排出抑制に係るいわゆる「環境税」は、わが国に導入しても、国際的に足並みがそろわなければ、租税負担のない国にわが国から生産拠点が移転してしまう結果をもたらすことが強く懸念される。

また、市民の消費生活における努力と協力なしには温室効果ガスの削減は達成できないことを踏まえると、環境税は本来、企業がその一部を消費者に転嫁すべきものであると考えられる。しかしながら、消費者の認識はそこまで成熟しているとは考えにくい。

これらのことを踏まえると、環境税の創設には基本的に反対である。仮に創設される場合は、既存の環境に係る税制を含め、グリーン税制全体の中で位置付けを考慮すべきであり、また、国際競争力を低下させるような企業負担を発生させないよう考慮すべきである。また、用途を環境対策に限定する目的税とすべきではない。

(2) 租税全体のグリーン化

税制全体のグリーン化については、わが国企業の国際競争力の低下を来たさないよう慎重に負担と効果の関係を見極めて税制を整備すべきである。

また、地球環境保全に資する技術開発投資や製品の普及を促進する税制を早急に整備・拡充すべきである。

8. 自動車関係諸税

(1) 整理・簡素化

揮発油税、地方揮発油税、軽油取引税、石油ガス税、自動車税、自動車重量税、自動車取得税等からなる自動車関係諸税については、自動車に対して多重に課税されている。これまでのいわゆる道路特定財源の一般財源化が成った今、道路整備との関係を清算し、廃止を含めて整理・簡素化すべきである。

(2) 旧暫定税率（当分の間として措置される税率）から本則税率への復帰

自動車関係諸税は、現在、本則税率を超える高い税率が旧暫定税率のまま「当分の間として措置される税率」として課せられている。当該税率については、廃止を含む整理・簡素化が本来の姿であるが、少なくとも当該税率を本則税率に戻すか、あるいは当該税率が適用されている理由を自動車の利用者に適切に説明すべきである。

なお、本則税率を上回る部分について、税制のグリーン化の観点で位置付け直す場合においても、一旦はリセットして本則税率に戻すけじめをつけてからにすべきである。

(3) 道路財源

自動車関係諸税が一般財源化した後も、地方道路整備に必要な財源は合理的な水準を確保すべきである。

9. 租税特別措置

(1) 租税特別措置の見直し

租税特別措置の見直しにあたっては、制定の目的となった政策との整合を図り、個々の措置について、本則化すべきものは本則化し、是々非々で判断すべきである。ただし、研究開発税制等、特に国際競争力の維持・向上に必要な措置については廃止すべきでない。

(2) 租特透明化法

租税特別措置の適用状況の把握にあたり、膨大な帳票の収集や複雑な報告書の提出など、企業の新たな負担となるような煩雑な手続きが発生しないよう考慮すべきである。

10. 中部圏活性化

(1) 先端技術開発の支援

中部圏の企業や（財）ファインセラミックスセンターなどに代表される研究機関は、わが国の次世代を担う産業あるいは産業技術として、ファインセラミックス、ナノテク、航空宇宙産業等の分野で研究開発を推進しているところである。

研究機関の中には公益法人改革の流れの中で、これまでの公益法人から特例民法法人を経て一般法人の地位を選択するものが登場すると予想される。そのような機関については、これまでと同様、非営利性の徹底された活動実態に変化がないにもかかわらず、地位が移行しただけで固定資産税や都市計画税が課税される不合理を来たすことのないよう、これまで通り非課税とする措置を創設すべきである。

(2) 中小企業等の法人税率の特例

中小企業等の法人税率の特例は、22年度末で期限を迎える。景気回復途上での中小企業への支援継続の観点から、適用期限を延長すべきである。

(3) 中小企業等の基盤強化税制

中小企業等基盤強化税制は、22年度末で期限を迎える。同制度は中部圏の中小企業の投資促進および教育訓練に寄与し、中小企業の健全な成長に資するものであるため、適用期限を延長すべきである。

(4) 土地・建物の有効利用に資する税制

人口減少が進む中、空洞化した都市の再開発を促進するための税制の改正が必要となる。

事業所税は、過密や混雑等の都市問題の解決に一定の役割を果たしてきたが、制定当初と社会状況が変化し、都市における店舗等の新規開設と雇用増進の意欲を減殺しているため、早期に縮減ないし、改組すべきである。

(5) スーパー中枢港湾における荷さばき施設等に係る特例

スーパー中枢港湾における荷さばき施設等に係る課税標準の特例は、22年度末で期限を迎える。同制度は、わが国の経済を支える中部の輸出産業の発展に不可欠な制度であり、適用期限を延長すべきである。

以上